

○青木政府参考人 今委員がお触りになりましたすべての地域で下回るというお話をござります。これは、今申し上げましたように、生活保護の基準といふものを、具体的にどういうものとらまえるかということは議論のあるところだろうと思ひます。

私が先ほど申し上げましたのは、少なくとも衣食住などうことで、そこは生活扶助基準一種、二類と住宅扶助の実績値というところでなければ十一ということがありますけれども、今お触れになりましたのは、例えば住宅の扶助を実績値じゃなくて基準額で考えた場合にはそういうふうになるとふうことだらうと思います。

したがって、生活保護などの場合に、具体的にどこを基準にしてやるのかというの、これから審議会において十分議論をして審議を経た上、具体的な水準額に反映をさせていくだらうとどうふうに思っております。

○高橋委員 少なくとも、考慮すべき重要な指標だと思いませんか。

○青木政府参考人 委員がお触れになりましたように、衣食住という意味で、住宅についても重要な指標だというのはおっしゃるよりだと思いまして、おつしやるといふふうに思っています。

その額を、具体的にどれをとるとかということについては議論があるところだらうとどうふうに思つております。

○高橋委員 先般、本委員会で、生活保護世帯に対するリバースモーゲージの問題で私は質問させていただいたことがござりました。五百万円以上の資産を持つておる受給者に対して、いわゆる資産を活用して融資に切りかえて保護を打ち切るということによって、生活保護費をこれまでもらつてひた額の一・五倍の額を月々融資するというのが厚労省の考え方なんですね。それは、生活保護受給者でなくなれば、医療費扶助ですかまさまで保険料の負担がかかる、だからこれまでらつていた額と同じ額では当然差らしていけなくなるのだ、水準は下がるのだという認識を厚労省が持つてたことなんですね。

同じように、最低賃金も同じ額といつて比較しそうなところがいるところでは議論があるとおきたい。このことを踏まえて、私、別に気を楽にしたからではないとどうふうに気がつきました。大変不明確をされてみますと、私の本意を必ずしも表現しないだきたらうことを書いておきたいと思いまます。

そこで大臣に、そもそも生活保護制度そのものが、私はもう、人たるに値する制度となり得なくなってきたから、このように思つております。老年加算や母子加算など、これをプラスして初めて最低生活費とこれまでには整理をしてきました。それを、加算分を廃止して、つまり政府の解釈によって、最低生活費などうのはこの程度よどいふうに割り込まれたんですね、この間の施策の変化によつて。そういうふうに変わってきた。こういう大変なところで、今老年加算や母子加算廃止に反対しての、私たちは人間裁判あるいは人権裁判と呼んでいますが、そういう闘いが今全国で行われてゐるところであります。

その中身の議論はきょうはしませんけれども、問題は六月一日の本委員会です。野党が出席しないために、生じた議論はきょうはしませんけれども、生じた議論はきょうはしませんけれども、生じた議論はきょうはしませんけれども、生じた議論はきょうはしませんが、生活保護費と最低賃金の逆転現象の解消を尋ねられたのに対し、大臣の答弁はこうであります。生活保護との整合性という意味でセラハザードが起こつてしまつて、遊んでいた方が高い手当が手に入るというようなことがあつてはならない、こうおっしゃいました。

どうしようか。これはまるで、生活保護受給者がみんな税金をもつて遊んでいる、大臣がそういう認識をしているとなつことになるんですね。

病気や障害やさまざまな事情があつて働けない方、年金だけでは余りにも少ない方など、そういう事情があつて、その上で、すべての資産を調査し、それをすべて処分された上でなければ保護受給に至らない、そういう方が今の受給者なんですね。そういう人たちを、遊んでもひつている、こういう認識でよろしくのうだしようか。撤回されますが。

○柳澤国務大臣 モラルハザードといつことが、逆転現象が存在すると生ずる、労働意欲を阻害するなどうことがいるところでは議論があるとおきたい。このことを踏まえて、私、別に気を楽にしたからではないとどうふうに気がつきました。現金給与総額あるいは一時間当たりの所定内給与についても大きな格差が見られます。千人以上の事業所を一〇〇としますと、それぞれ、五人から二十九人の事業所では現金給与総額は五一・七、あるいは所定内給与は六七・八などうことになつておられます。また、労働分配率を見ますと、資本金十億円以上の企業と比較しまして資本金一千万円未満の企業は、人件費の利益に占める割合が高くなつております。十億円以上が五四・九%、一千万円未満の企業が八五・八%などうことです。加えまして、労働分配率が、十億円以上の企業におきましては最近低下傾向にあるのに対しまして、資本金一千万円未満の企業においては高まりしてしまつて、シカソヒヤムナリとなります。また、労働生産性につては、やはり資本金十億円以上の企業が資本規模一千万円未満の企業を大きく上回つております。

こうなりしたことから、最低賃金の大額な引き上げを急にするなどうことは、特に中小企業にとっては労働コストにより企業経営が圧迫され大きくなるわけですから、再々申し上げてある労働者との整合性に配慮するなどうことを明確にすることとしておりますけれども、これは、もちろん、具体的な水準については、再々申し上げてありますように、三つの決定基準に基づいて地方の最低賃金審議会で地方の実情に応じて決定するところになりますけれども、今回の改正の趣旨は、地域別最低賃金は生活保護を下回らないことになるわけでありますけれども、今回改定の水準となるよう配慮するなどう趣旨でございまして、生活保護が引き下がつたからといって機械的に地域別最低賃金が引き下がるなどうことにはならないなどうふうに考えております。

○高橋委員 よろしいです。

次に、最賃を引き上げれば中小企業への影響があるなどうことが繰り返し答弁をされておりまします。もとより國の中小企業対策が大変貧弱で、一般競争出の〇・三五%にとどまつてきている。本当に史上最高の利益を大企業は上げて、経済成長している一方で、中小企業には全くそれが回つてこない。そういう中であつて、それを怠つてきた政府の責任を棚に上げて、「もうどうときだけ、中小企業が困るから」という議論は、私は逆立ちだと思うんです。

何をもつて中小企業に影響があると言つのか、

具体的な根拠を示してほしいと思います。

○青木政府参考人 中小企業に対する影響の問題ですが、我が國におきましては賃金の規模價格差

が非常に大きうございます。現金給与総額ある

いは一時間当たりの所定内給与についても大きな

格差が見られます。千人以上の事業所を一〇〇と

しますと、それぞれ、五人から二十九人の事業所

では現金給与総額は五一・七、あるいは所定内給

与は六七・八などうことになつておられます。

また、労働分配率を見ますと、資本金十億円以上の企業と比較しまして資本金一千万円未満の企業は、人件費の利益に占める割合が高くなつております。十億円以上が五四・九%、一千万円未満の企業が八五・八%などうことです。加えまして、労働分配率が、十億円以上の企業におきま

しては最近低下傾向にあるのに対しまして、資本

金一千円未満の企業においては高まりしてしまつて、シカソヒヤムナリとなります。また、労働生産性につては、やはり資本金十億円以上の企業が資本

規模一千万円未満の企業を大きく上回つてお

ります。

こうなりしたことから、最低賃金の大額な引き上げを急にするなどうことは、特に中小企業にとっては労働コストにより企業経営が圧迫され大きくなるわけですから、再々申し上げてある労働者との整合性に配慮するなどうことを明確にすることとしておりますけれども、これは、もちろん、具体的な水準については、再々申し上げてありますように、三つの決定基準に基づいて地方の最低賃金審議会で地方の実情に応じて決定するところになりますけれども、今回改定の趣旨は、地域別最低賃金は生活保護を下回らないことになるわけでありますけれども、今回改定の水準となるよう配慮するなどう趣旨でございまして、生活保護が引き下がつたからといって機械的に地域別最低賃金が引き下がるなどうことにはならないなどうふうに考えております。

○高橋委員 よろしいです。

次に、最賃を引き上げれば中小企業への影響があるなどうことが繰り返し答弁をされておりま

す。もとより國の中小企業対策が大変貧弱で、一

般競争出の〇・三五%にとどまつてきている。本当に史上最高の利益を大企業は上げて、経済成長している一方で、中小企業には全くそれが

回つてこない。そういう中であつて、それを怠つて

てきた政府の責任を棚に上げて、「もうどうときだけ、中小企業が困るから」という議論は、私は逆立

ちだと思うんです。

ですね。

労働政策研究・研修機構が平成十六年十一月に行つた最低賃金に関するアンケート、これも同じく対象が三十人未満の企業であります。資金がどちらも最賃に張りついているかで見ると、正社員では一・四%、パートでも五・九%というところがあります。また、最賃が引き上げられたために新規雇用を抑制したのは四・一%にしかなりません。私は、重要ななと思うのは、地域別最賃が役立っているかななどいう問い合わせに対しても、四・六%が役立つてある。つまり、裏を返せば、七五%以上が役立っていない。その理由は、最低賃金が低過ぎて参考とすることがないから、

いうふうに答えているんですね。

ですから、最低賃金が、中小企業がみんな、かなり低くて、もう今も上げればやつていけないんだというのは過大過ぎるのではないか、もう少しここは冷靜に見る必要があるのではないかと思いませんが、いかがでしょうか。

○香木政府参考人 確かに、委員がお触れになつた数字はそういうことだらうと思います。しかし、それは全体で見たときにはそういうことでありますけれども、やはり、そうはいつても最低賃金のところの水準に張りついているところはあるわけでもございまして、そつといたところの企業におきましては中小企業がやはり相当な痛手を受けるといふことは、これもまた確がだるうと思ひます。

それから、現行の最低賃金の水準で、最低賃金未満の率は非常に低いざります。これは、最低賃金法違反は犯罪でありますので、きちんと守つていただかなければいけないじふうことが一つと、それと、やはり、最低賃金の改定についても、

地方の最低賃金審議会でいろいろな事情を勘案して、地方の実情に応じて引き上げております。そういう意味では、委員のお触れになりました調査の中においても、役立つているというのが相当数あるということでありますので、最低賃金がいわばセーフティーネットとして、安全網として機能し

てみるとどうかうに考えておらまか。

さらに、今終は、罰則を引き上げました、あるいは生活保護との整合性を明確にするというようないじだ、一層のセーフティーネットとしての機能を果たすよう改定をお願いしているところであります。

○高橋委員 役立つていてると答えてる企業の理由は、パートやアルバイトの賃金を決める上で参考になるというふうに答えております。ですから、この問題はまたパートやアルバイトの賃金が低く抑えられる別の役割も果たしてゐるということを指摘しておかなければならぬと思います。

先ほど取り上げられました成長力底上げ戦略推進田舎会議 この問題について内閣府からおいで下さいたたいております。成長力向上と最賃を一体のものとして取り組むということで、私は、その中で、例えば、下請取引の公正化ですか、バインディングパワーの取り組み強化もしくちいさいでないですか、貴重な立場、発言もされているなどは思つてます。ただ、問題は、やはりこれは厚労省の所管である最賃審議会との関係なんですね。

資料の一を見ていただきたいと思います。このスケジュールが六月から立ち上がりて、一回から三回やつて、八月に最賃引き上げ等につれての実施方針を出すんだと。地方最賃審議会の流れ、中央最賃審議会の流れを右に書いておきましたが、例年ですと七月下旬ころに出される答事が、今回、国会でこうじう議論がされて、この円卓会議は政労使なんです、公労使ではなく、この円卓会議は政労使なんです、公労使ではな

いんです。そうすると、まず官邸が直結しているとふうことで、労の立場が非常に弱くなるんですね。三つの要素と言ひながら、どうしても企業の

困りに引っ張られる可能性があるんです。そういうときに、この微妙なスケジュールで最賃審議会に横やりを入れる、これまでのルールがゆがめられることになるんじゃないかなと、そういうことを指摘しなければなりません。

大臣、もう一言、答弁をお願いします。

○柳澤国務大臣 委員も賛成のようなお話を最初の方針を出すということでしょうか。ことは、円卓会議は田舎会議が田舎を出す前に何ら御指摘の円卓会議でござりますが、御指摘のよ

うに、労使の代表の方々が集まつて、まさに幅広い観点から意見をいただく、じうじうのでもございま

から、実際に最低賃金を引き上げようとしたま

で、その中で、中小企業の底上げ戦略と云ふことかし、生産性が上がつたり、あるいは先

うなことだ、生産性が上がつたり、あるいは先

ほど委員が指摘されたように、例えば親企業に対する、いわば商品の販売価格を引き上げるとい

ます。

したがいまして、この円卓会議はあくまで政労使が幅広い観点から意見交換を行つていただ

く、じうじうのでもございまして、この生産性向上と最

低賃金、これに関しましても、そういう形から基

本的なものについて御意見をいただき、意見交換

を行つて、いざいざあります。これを一つ参考

としていたたいた上で、実際に具体的には、最低

賃金の審議に関しては最低賃金審議会において議論されていく、じうじうに理解している次第

でございます。成長力向上と最賃を一

けないですか、貴重な立場、発言もされている

などは思つてます。ただ、問題は、やはりこれ

は厚労省の所管である最賃審議会との関係なん

ですね。

○山崎政府参考人 お答えいたしました。

御指摘の円卓会議でござりますが、御指摘のよ

し上げたように、最低賃金の決定の仕組みは全く

変わるものではないことござります。しかし、実際に最低賃金を引き上げようとしたま

で、中小企業の生産性と最低賃金、これに関しては、生産性が上がつたり、あるいは先ほど委員が指摘されたように、例えば親企業に対する、いわば商品の販売価格を引き上げるとい

うことでござります。

したがいまして、これはあくまでそつしげた場合に、それを実行する段になると経営が非常に苦境に立つといふことは事実でござります。

したがいまして、今、割と大きな企業については成

績が余り振るわないと云ふことの中で、いかにし

して我々は最低賃金を引き上げられる環境を整える

かと云うことにいろいろと知恵を絞つていてい

ます。

したがいまして、これはあくまでそつしげた場合に、それを実行する段になると経営が非

常に苦境に立つといふことは事実でござります。

したがいまして、今、割と大きな企業については成

績が余り振るわないと云ふことの中で、いかにし

して我々は最低賃金を引き上げられる環境を整える

かと云うことにいろいろと知恵を絞つていてい

ます。

したがいまして、これはあくまでそつしげた場合に、それを実行する段になると経営が非

常に苦境に立つといふことは事実でござります。

したがいまして、今、割と大きな企業については成

績が余り振るわないと云ふことの中で、いかにし

して我々は最低賃金を引き上げられる環境を整える

かと云うことにいろいろと知恵を絞つていてい

ます。



○高橋議員 おひなろ説明されましたが、地域格差がないの政府の田安が拡大してくるんじゃなかつた。どういふことに対してはお答えがなかつた。もう少しよがならないんだどう立場に立つてくると云うことです。これは、本当に私は問題だと思ふます。これは強く指摘をしたと思つたですね。

続けて、さつき大臣が答弁された、中小企業への影響といふういふもありました。私は、マイナスの話ばかりをしなど、「プラスの見方」というのをちんと見るべきだ、そう思つんです。

一枚田の資料についておきました。時間がいいわいませんので、詳しい解説はやりません。労働総研が二〇〇二年の二月に発表した、例えば、これは千円だらうと言つてはなく、私たちが調査してくる千円で試算をした場合ですね。

今、千円未満のパート労働者が幾らいるか、一賃労働者が幾らいるかどうしたことから始まつて、賃金を千円に引き上げたらどうなるかどういふとを合説していくと、「兆何がしの賃金増加額だけなんだ、それを産業別に割り振つてこつたときだ」兆何がしの賃金増加額のうち、半分は消費に回るだらう、消費に回るところいひば、地域にお金がわたりるんだ、地域経済を循環させるんだ、それは結局、中小企業を潤すことに返つてくるじゃなかつたういふことだ。「兆六千億円の経済波及効果がある」という試算をされて、これは新聞各紙が報道をいたしました。当然これは産業連関表などを使つてこらるわけですが、一般的にそういうことをやる人には、十分常識的な範囲なわけですね。

ですから、地域の中小企業の労働者の賃金を引き上げるとこういふことは地域の経済を潤すことになる、そういう考え方は当然持てますね、大臣何句伺ひます。

○柳澤国務大臣 私どもが、一般論としては恭賀と同じような考え方をとつております。特に、今、日本経済全体を見ても、消費と云うものが、例えば輸出あるは設備投資と云うものと比べてもつむよつと強くなつた方がいいな、こう云うふうに考えるわけですね。そういう考え方から、やはり何と云つても圧倒的に多い雇用者所得といふものが上がりつづくことがその背景をなすべきものだらう、いりこんでいた、当然私どもも考へてゐるわけだといふことを。

しかし、現実の問題として、私どもが最低賃金を引き上げるとどういふことだ、それなかなか一般的な経済のマクロ的な論理だけではなかつて、現実にそれが企業の労働コストを引き上げるということにつながることがあるわけですから、その労働コストを一体として受け取れるか。それは消費がいずれ上がつてくるから吸収しきよど、なかなかそこまで、マクロ経済の話とマクロの話とは説得的に連関づけられるなどどういともあります。私は、一般論としては委員が言われたおよりだ、また、この労働総研が発表されたこともわからぬわけではありません。

しかし、現実には、私どもは、中小企業を中心として、この労働コスト増によって事業経営が圧迫されるとどうことが起こることを考えますと、かえつて雇用が失われる面がありて、何としないにこらへては、やや理論的で、あえて言えば非現実的だと言わざるを得ないと考えております。

○高橋議員 非常に非現実的だと云ふことで終わらってしまうと、やはりそれは政府のスタンスがこれまでしまつて、やはりそれは政府のスタンスが聞かれるんですよ。

きょうは青年たちの実態をお話しさかつたんですが、そういう、引き上がると言はながら、本当に現実を全く見ていない、そういう立場に立つてはならないことが本当に責められるべきではないか。引き続ひてこのことを審議したいと思いますので、きょうはとりあえず終わります。

○木原(誠)委員

皆さんがもう数分ですので、最後に、ちょっと最低賃金法について一つだけお伺いをしておきたいところです。

今回、三十九年ぶりに最低賃金法が改正をされる。このことによって、地域別の最低賃金の制定が義務付けられる、あるいはまた生活保護との整合性に配慮をしなければいけない、あるいは罰則も強化をされる。こうしたことありますから、その中身については私は多としたいとこうふうに思ひますし、ぜひこの点も早期に成立をさせなければいけないな、こう思つわけありますけれども、同時に、やはり法案が成立した後、これもまた実施面というのの大変重要なあるというふうに思ひます。現実にこの最低賃金がすべての労働者に適用され、すべての人々、国民が最低賃金以上の賃金の支払いを受けるという状況をつくっていくことが重要であるかとうふうに思ひます。とりわけ、一部の企業の中には、パートタイマー、パートで働く方や、アルバイトの皆様には最低賃金が適用されないとどうふうな、誤った認識を持たれている方もまだおられますし、労働者の中にも、自分自身が最低賃金が適用されることを必ずしも十分認識していない方もおられるわけであります。

そういう意味では、今後この最低賃金法が成立をして、最低賃金が一部では引き上げられるんだろう、このように思ひますけれども、実際じぶんの使用者、そしてまた労働者、労使双方に最低賃金法の中身を周知し、そしてその実然性を確保していくのか、その点について最後に確認をさせていただきたいとこうふうに思ひます。

○青木政府参考人 最低賃金の周知徹底につきましては、この十九年二月に定めました成長力底上げ戦略におきましても、中小企業底上げ戦略の一環として盛り込まれております。最低賃金の国民への広報の推進及び最低賃金遵守のための事業所に対する指導の強化が直ちに取り組むべき施策とされております。このため、今月、最低賃金の進

守に関する集中的な周知広報を行うと同時に、また、最低賃金の履行確保を図るための一斉監督もあわせて行ってくるところでござります。

周知広報につきましては、政府広報による新聞

広告の掲載合計六十八紙二千六百八十八万部、それからモバイル端末広告の実施、都道府県労働局における懸垂幕、リーフレットの配布、公共交通機関におけるポスターの掲示、地方公共団体及び各業界団体における周知、の協力協調なども行なっております。一方監督につきましては、最低賃金に関して問題が多い業種を中心として、全国一万事業場を対象に実施してくるところでございます。

最低賃金の履行確保という観点からば、おつしゃいましたように、周知広報、監督指導が重要なと考えております。今後とも引き続き一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思つております。

最低賃金が適用されないとどうふうな、誤った認識を持たれている方もまだおられますし、労働者の中にも、自分自身が最低賃金が適用されることを必ずしも十分認識していない方もおられるわけであります。

○福島豊議員 次に、最低賃金法の改正法案について伺いたいと思います。

改正法案では、地域別最低賃金について、生活保護との整合性を考慮することを明確にしております。この四十年余りにわたりまして改正がなされなかつたわけでありまして、今回の改正はまさに大きな一步だとこうふうに思ひます。

働く人の最低限度の生活を保障するために国家が

支給する生活保護を下回るところは適切ではな

いと私は思います。今回の改正による「生活保護」との整合性に配慮するところ規定については、最

低賃金が生活保護を下回らないようになります。

貧困が、最低限度の生活を保障するために国家が

支給する生活保護を下回るところは適切ではな

いと私は思います。今回の改正による「生活保護」との整合性に配慮するところ規定については、最

低賃金が生活保護を下回らないようになります。

文の趣旨について、政府の見解を確認したいと思

います。

○青木政府参考人 地域別の最低賃金につきましては、三つの要素、労働者の生計費、それから労

働者の賃金、通常の事業の支払う能力、この三つ

を考慮して決定するものと現在されております。

改正法案では、この三つの決定基準のうち、労

働者の生計費、これについて、「生活保護に係る

施策との整合性に配慮する」ということを法文上

明確にすることとしたわけでござります。

生活保護との関係は、これは地方最低賃金審議

会における審議に当たつて考慮すべき三つの要素

の一つのことです。法律上の規定としては、「生活

保護に係る施策との整合性に配

慮」というふうに規定をいたしてあるわけがあり

ますが、御指摘のようご、その趣旨は、「最低賃金

は生活保護を下回らない水準となるよう配慮す

る、こういう趣旨だというふうに考えておりま

す。

○福島委員 この委員会でも前回いろいろと議論

がありましたが、地域別最低賃金の具体的な額については地方最低賃金審議会の審議により決定される、こうふうのことになつてはいるわけであります。今回の法改正がこの地方最低賃金審議会の審議にどういふうに影響を与えていくのか、

このことについて政府としても十分なフォロ

ーをしていく必要があるとさへやうに思ひます。

この点について、どのように政府としてフォローしていかのか、御見解をお聞きしたいと思ひます。

○青木政府参考人 最低賃金の具体的な水準につきましては、今お触れになりましたように、昭和三十四年の法制化以来、罰金等臨時措置法による見直しのほかは見直しが行われておらず、これまでにおける審議、地域の実情をも踏まえた審議を経て決定されるということになります。

今回の法案が成立した暁には、法改正の趣旨において、まず中央の最低賃金審議会から引き上げ額の田安が提示されまして、それから各都道府県の地方最低賃金審議会において、これを参考にしつつ、地域の実情も踏まえて審議が行われて、その結果、適切な引き上げ等の措置が講ぜられるといふことになるわけでございます。

従来の地方最低賃金審議会の審議におきましては、必ずしもすべての地方最低賃金審議会で生活保護について十分に配慮した審議がなされていないこともあります。現在、賃金の全額払い違反に違反にもなります。現在、賃金の全額払い違反に保証する罰金額が三十万円といふことになります。そこで、最低賃金不払いに係る罰金額の上限を五十万円とするなど、このような状況でございまして、実質的に最低賃金法の罰則が機能する場面がない、あるいはほとんどないという状態にあります。

そこで、罰金額の上限額についても見直しを行つて、罰金を五十万円に引き上げるなど、このため、罰金額の上限が低いことなどからして、実質的に最低賃金法の罰則が機能する場面がない、あるいはほとんどないという状態にあります。

そうこうなことが行われるよう、私どもとして、都道府県労働局に対しまして指導を行つてしまつたところです。そこで、生活保護に関する十分な資料が必ず提出されるべきな審議が行われるとこうしたことになるわけであります。

そくどうなことが行われるよう、私どもとして、都道府県労働局に対しまして指導を行つてしまつたところです。そこで、生活保護に関する十分な資料が必ず提出されるべきな審議が行われるとこうしたことになるわけであります。

そして、労働者との整合性に配慮するところでは、三つの要素、労働者の生計費、それから労働者の賃金、通常の事業の支払う能力、この三つを考慮して決定するものと現在されております。

改正法案では、この三つの決定基準のうち、労働者の生計費、これについて、「生活保護に係る

施策との整合性に配慮する」ということを法文上明確にすることとしたわけでござります。

生活保護との関係は、これは地方最低賃金審議会における審議に当たつて考慮すべき三つの要素の一つのことです。法律上の規定としては、「生活保護に係る施策との整合性に配慮」というふうに規定をいたしてあるわけでありますが、御指摘のようご、その趣旨は、「最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮する、こういう趣旨だというふうに考えておりま

す。

○福島委員 この委員会でも前回いろいろと議論

がありましたが、地域別最低賃金の具体的な額については地方最低賃金審議会の審議により決定される、こうふうのことになつてはいるわけであります。今回の法改正がこの地方最低賃金審議会の審議にどういふうに影響を与えていくのか、

このことについて政府としても十分なフォローリングをしていく必要があるとさへやうに思ひます。

今回の法案におきましては、罰金額の上限を五十万円に引き上げるとされでありますけれども、

その趣旨をお伺ひいたしたいと思ひます。また、

実効性の確保の面でこれで十分かどうか、この点についても御見解をお聞きしたいと思ひます。

○青木政府参考人 最低賃金法の罰則についてございますが、今委員お触れになりましたように、昭和三十四年の法制化以来、罰金等臨時措置法による見直しのほかは見直しが行われておらず、これまでにおける審議、地域の実情をも踏まえた審議を経て決定されるということになります。

ただ、問題は、最低賃金法に違反している事業所、資料で掲載しますと六兆を超えるような数字であるといつづつに認識をいたしておりますけれども、必ずしも、現場で働いておられる労働者の

方々、みずから地域の最低賃金が一体幾らくわからぬで働いておられる方も多くおられます。公益通報制度と

いたります。当然、法律の中には、労働者に対してありますけれども、こうした最低賃金制度が、この間の貨幣価値の変動等により、罰則の制約的效果が著しく低下してくるといふふうに考

えております。

さらに、最低賃金法は、最低賃金に適用的、直

接的効力を付しております。最低賃金不払いというのは、同時に、労働基準法の賃金の全額払い違反に違反にもなります。現在、賃金の全額払い違反に保証する罰金額が三十万円といふことになります。それで、最低賃金不払いに係る罰金額の上限が低いことなどからして、実質的に最低賃金法の罰則が機能する

ことがあります。当然、法律の中には、労働者に対してありますけれども、こうした最低賃金制度が、この間の貨幣価値の変動等により、罰則の制約的效果が著しく低下してくるといふふうに想像す

るのですが、今まで相談するところにも至らないわけではありません。周知する、こういう規定がある

のが、まだ相談するところにも至らないけれども、そもそも最低賃金法の違反をするような事業所においてはこうしたところもありますけれども、周知する、こういう規定がないと、どういう意味で、先ほども政府参考人から御説

明が木原委員に対してありましたけれども、周知を図つて、最低賃金制度がこう変わります

た、そしてまたこういう水準です、こうじうこと違反をすることが妥当であろうとこうふうに想像す

るのですが、それでも政府参考人から御説明が單一であると認められないときは各支払い期ごとに各労働者ごとに一罪が成立するということになりますので、この罰金額の上限を五十万円に引き上げることで十分その実効性が確保されるとこうふうに考えておるところでございます。

○福島委員 ただいまの政府参考人の御説明ですが、五十五万円といつても、一人当たり五十万円といつても、これは掛け算されなくた場合の罰則

につけて、現行法におきましては、長らく法改正がなされなかつたところもありまして、最高でも二万円の罰金が科されるにすぎないようになつてあります。最低賃金に対する罰金がわずか二万円では、最低賃金違反で人を雇つても、罰金を払つ方が安上がりだということにもなりかねないと思ひます。

一人だけに限つて最低賃金法の違反をしているといふふうに認識をさせていただきた

が、五十万円といつても、一人当たり五十万円といつても、これは掛け算されなくた場合の罰則につけて、現行法におきましては、長らく法改正

がなされなかつたところもありまして、最高でも二万円の罰金が科されるにすぎないようになつてあります。最低賃金に対する罰金がわずか二万円では、最低賃金違反で人を雇つても、罰金を払つ方が安上がりだということにもなりかねないと思ひます。

一人だけに限つて最低賃金法の違反をしているといふふうに認識をさせていただきた

が、五十万円といつても、一人当たり五十万円といつても、これは掛け算されなくた場合の罰則につけて、現行法におきましては、長らく法改正

がなされなかつたところもありまして、最高でも二万円の罰金が科されるにすぎないようになつてあります。最低賃金に対する罰金がわずか二万円では、最低賃金違反で人を雇つても、罰金を払つ方が安上がりだということにもなりかねないと思ひます。

今回の法改正においては、罰金額の上限を五十万円に引き上げるとされでありますけれども、

その趣旨をお伺ひいたしたいと思ひます。また、